男女共同参画基本計画中間年見直し（案）の変更内容　　資料３

＜修正案の趣旨＞

基本計画については，計画の体系（施策の方向性及び，数値目標）に変更を要するものはないと考えているが，社会情勢の変化（女性活躍推進，地方創生等）に伴い，現状と課題等の内容は，更新する必要があるものと考え，体系以外での部分について次のとおり修正する。

【修正箇所】　新旧対照表　１ページ，２ページ

●（修正前）１０年　→　（修正後）１５年

・年数の経過に伴う修正。

●（修正前）［図１　各分野の男女の平等感　（平成 19 年度旭川市男女共同参画に関する意識調査）］

⇒（修正後）（図１参照）。の追記［図１　「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化」］

●（修正前）平成１９年度旭川市男女共同参画に関する市民意識調査の「各分野の男女の平等感」に関する回答では，学校教育の場において平等であると答えている割合が６．１１％と最も多くなっています（Ｐ６図１参照）。

⇒（修正後）削除

Ⅰ－２－10図　「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化

（備考）内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（昭和54～平成24年），「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成26年）より作成。

・現計画では，「図１　各分野の男女の平等感　（平成 19 年度旭川市男女共同参画に関する意識調査）」は学校教育の場における平等感が高いということを示すために参照されているが，徐々に変化はあるものの固定的な性別役割分担意識は依然として根強いことを示すため，「図１「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という考え方に関する意識の変化」に変更する。

・上記変更に伴い，２ページの文章を削除。

【修正箇所】　新旧対照表　２ページ，４ページ
●　（修正前）講演会　⇒　（修正後）研修会 ・平成２４年でシンポジウムは終了し，平成２５年からは男女共同参画研修会として実施しているため。

【修正箇所】　新旧対照表　３ページ
●　（修正後／追加）　また，我が国では，科学技術・学術分野への女性の参画が諸外国に比べて少ない現状があるなど，幼い頃からの固定的性別役割分担意識が，進路に影響を与えている可能性があるため，児童生徒の将来を狭めることのないよう，多様な選択肢を示していくことが必要です。 ・国基本計画においては，科学技術・学術分野への参画推進の取組を進めており，「女性活躍加速のための重点方針２０１５」（平成２７年６月２６日すべての女性が輝く社会づくり本部）においても，取組の一つに，「科学技術イノベーションを支える理工系人材の育成に向け，理工系選択を小学校から意識でき，進学・就職の各段階でも容易となる一環した支援」を掲げているため。

【修正箇所】　新旧対照表　４ページ
●　（修正前）平成２１年１０月に配偶者等からの暴力被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため，「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下，「旭川市ＤＶ防止基本計画」という。）を策定し， ⇒（修正後）配偶者等からの暴力被害者とその子どもの安全を守るための総合的な施策を行っていくため，平成２１年１０月に「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」（以下，「旭川市ＤＶ防止基本計画」という。）を，また，その計画期間の満了に伴い，平成２６年１０月に「第２次旭川市ＤＶ防止基本計画」を策定し ・第２次旭川市ＤＶ防止基本計画策定に伴う修正。 ●（修正前）平成２１年３月　⇒　（修正後）平成２７年３月 ●（修正前）３人に１人の女性が　⇒　（修正後）約５人に１人は ・最新値への更新。（H27.3 内閣府「男女間における暴力に関する調査報告書」） ・ＤＶ被害者は，近年男性の被害者も増加しており，第２次ＤＶ基本計画においても，女性という表現を控えているため，【現状と課題】における表現からは削除する。ただし，現実には，圧倒的に女性の被害者が多いため，施策の方向性（１）「女性に対する暴力根絶についての認識の浸透」は変更しない。

【修正箇所】　新旧対照表　５ページ

●（修正前）平成２１年⇒（修正後）平成２６年
●（修正前）旭川市ＤＶ防止基本計画
⇒（修正後）第２次旭川市ＤＶ防止基本計画

・第２次旭川市ＤＶ防止基本計画策定に伴う修正。

【修正箇所】　新旧対照表　６ページ

●（修正前）　我が国の人間開発指数（ＨＤＩ）[2]は，１８２か国中１０位であるのに比べて，女性の政策・方針決定過程への参画状況を示す国際的な指標の一つであるジェンダー・エンパワーメント指数（ＧＥＭ）[3]が，１０９か国中５７位（国連開発計画「人間開発報告書２００９」）
⇒（修正後）　我が国の人間開発指数（ＨＤＩ）[2]は，１８７か国中１７位（国連開発計画「人間開発報告書２０１４」）であるのに比べて，各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたジェンダー・ギャップ指数（ＧＧＩ）[3]が，１４２か国中１０４位（世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2014」）と極めて不十分な状況です。

・最新値への更新。
・GEM は国連開発計画（UNDP）が 2010 年から，男女格差を表す指標として，ジェンダー不平等指数 GII（Gender Inequality Index）に替えたが，日本の現状を示すには，GGI の方が適当であるため，GGI を使用する。

●（修正前）女性の割合が，平成９年２２．５％から平成１７年３２．０％と上昇しましたが，その後平成２０年２９．０％に一旦低下し，平成２２年３０．９％になりました（図２参照）が（修正後），
⇒（修正後）　女性の割合が，平成１３年２６．０％から平成１７年３２．０％に上昇しました。その後，平成２０年２９．０％に一旦低下し，平成２２年３０．９％となり，近年は３３％前後で推移しています

・最新値への更新。

●（修正後／追加）そして，現在，さらなる指導的地位への女性の参画促進に向けて，平成２７年８月に，女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立し，社会全体で女性活躍の動きが拡大し始めています。

・社会情勢等の変化として，女性活躍推進法の成立に伴う追加。

【修正箇所】　新旧対照表　７ページ

●（修正前）平成１７年１２月に閣議決定した男女共同参画基本計画（第２次）に
⇒（修正後）平成１５年６月，

・2020 年までに 30 %という目標が決定したのは，平成 15 年 6 月 20 日男女共同参画推進本部においてであるため。

●（修正前）～という目標を明記し，各分野における女性の参画状況について毎年フォローアップを行うなど，目標達成に向けて取組を進めています。
⇒（修正後）～という目標を掲げ，取組を進めてきましたが，社会全体で共有されるまでにはいたっていません。しかしながら，社会の多様性と活力を高め，経済が力強く発展していく観点や，男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から，改めてこの目標を重要と捉え，目標達成に向けて取組を加速させています。

・国「第４次計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」において，目標が未だ社会全体に共有されていない現状があり，現在の気運の高まりをチャンスととらえ，女性参画拡大の動きを更に加速していく必要があるとしているため。

●（修正前）［表１　人間開発に関する指数の国際比較（国連開発計画「人間開発報告書２００９」）］
⇒（修正後）［表１　人間開発指数（ＨＤＩ），ジェンダー・ギャップ指数（ＧＩＩ）の国際比較
（ＨＤＩは国連開発計画「人間開発報告書２０１４」，ＧＧＩは世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2014」より作成）］

表１　人間開発に関する指数の国際比較

順位	国名	HDI値	順位	国名	HDI値	順位	国名	GGI値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.944	26	イタリア	0.872	1	アイスランド	0.8594	26	イギリス	0.7383
2	オーストラリア	0.933	27	スペイン	0.869	2	フィンランド	0.8453	29	スペイン	0.7325
3	スイス	0.917	28	チェコ	0.861	3	ノルウェー	0.8374	36	オーストリア	0.7266
4	オランダ	0.915	29	ギリシャ	0.853	4	スウェーデン	0.8165	39	ポルトガル	0.7243
5	アメリカ合衆国	0.914	30	ブルネイ	0.852	5	デンマーク	0.8025	45	ペルー	0.7198
6	ドイツ	0.911	31	カタール	0.851	6	ニカラグア	0.7894	46	パナマ	0.7195
7	ニュージーランド	0.910	32	キプロス	0.845	7	ルワンダ	0.7854	57	ポーランド	0.7051
8	カナダ	0.902	33	エストニア	0.840	8	アイルランド	0.7850	59	シンガポール	0.7046
9	シンガポール	0.901	34	サウジアラビア	0.836	9	フィリピン	0.7810	61	タイ	0.7027
10	デンマーク	0.900	35	リトアニア	0.834	10	ベルギー	0.7809	62	エストニア	0.7017
11	アイルランド	0.899	35	ポーランド	0.834	11	スイス	0.7798	65	イスラエル	0.7005
12	スウェーデン	0.898	37	アンドラ	0.830	12	ドイツ	0.7780	66	チリ	0.6975
13	アイスランド	0.895	37	スロバキア	0.830	13	ニュージーランド	0.7772	69	イタリア	0.6973
14	イギリス	0.892	39	マルタ	0.829	14	オランダ	0.7730	72	ルーマニア	0.6936
15	香港	0.891	40	アラブ首長国連邦	0.827	15	ラトビア	0.7691	76	ベトナム	0.6915
15	韓国	0.891	41	チリ	0.822	16	フランス	0.7588	80	メキシコ	0.6900
17	**日本**	**0.890**	41	ポルトガル	0.822	17	ブルンジ	0.7565	81	パラグアイ	0.6890
18	リヒテンシュタイン	0.889	43	ハンガリー	0.818	18	南アフリカ	0.7527	87	中国	0.6830
19	イスラエル	0.888	44	バーレーン	0.815	19	カナダ	0.7464	90	スロバキア共和国	0.6806
20	フランス	0.884	44	キューバ	0.815	20	アメリカ合衆国	0.7463	91	ギリシャ	0.6784
21	オーストリア	0.881	46	クウェート	0.814	21	エクアドル	0.7455	93	ハンガリー	0.6759
21	ベルギー	0.881	47	クロアチア	0.812	22	ブルガリア	0.7444	**104**	**日本**	**0.6584**
21	ルクセンブルク	0.881	48	ラトビア	0.810	23	スロベニア	0.7443	117	韓国	0.6403
24	フィンランド	0.879	49	アルゼンチン	0.808	24	オーストラリア	0.7409	125	トルコ	0.6183
25	スロベニア	0.874	50	ウルグアイ	0.790	25	モルドバ	0.7405	142	イエメン	0.5145

・指標の変更に伴う，表の修正及び最新値への更新。

【修正箇所】　新旧対照表　７ページ

●（修正前）　現状値の５．７％（平成２２年４月１日現在）から，５年後に８．０％１０年後には１５．０％の数値目標を設定し
⇒（修正後）現状値の７．７％（平成２７年４月１日現在）から，５年後には１５．０％の数値目標を設定し

・最新値への更新。

●（修正前）［図２　市の附属機関における女性の参画状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）］
⇒（修正後）［図２　市の附属機関における女性の参画状況（平成 27 年 4 月 1 日現在）］

・最新値への更新。

【修正箇所】　新旧対照表　８ページ

●（修正前）一方で，子どもを産み育て，家庭生活を豊かに過ごしたいと願う人々が多いにもかかわらず，希望が実現しにくい状況がみられます（図３参照）
⇒（修正後）子どもを産み育てたいと願う人々が多いにもかかわらず，希望が実現しにくい状況がみられます（図３参照）
●（修正前）［図３　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について（平成 19 年度旭川市男女共同参画に関する意識調査）］
⇒（修正後）［図３　子どもの有無及び人数，理想の子どもの人数（平成 27 年結婚観とワーク・ライフ・バランスに関する若年層意識調査）］

図３　子どもの有無及び人数、理想の子どもの人数

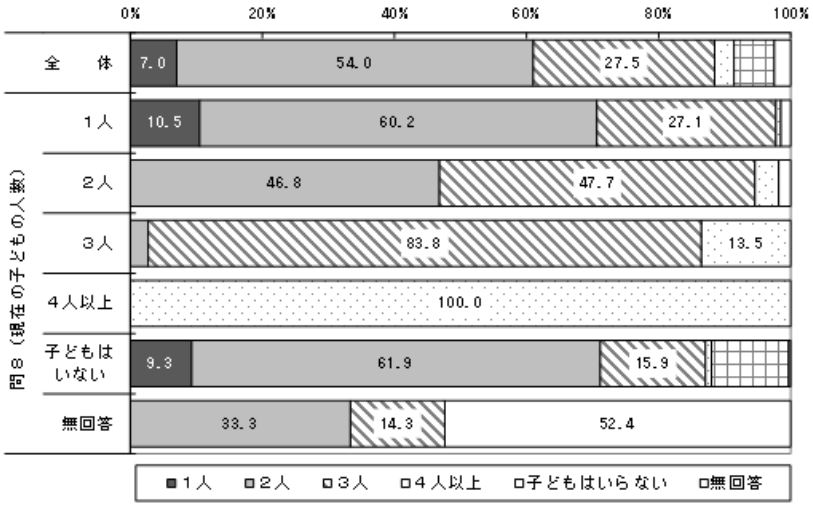

・平成２７年６月に実施した意識調査の結果を用い，現在の子どもの数と理想の子どもの数の違いから，希望が実現しにくい状況を示す。

【修正箇所】　新旧対照表　８ページ

●（修正後／追加）男性の家事・育児への参画を進めるためにも，長時間労働の削減など現在の働き方改革に向けた取組などにより，

・社会情勢を踏まえ追加。※労働基準法の改正が本国会において予定されていたが，現段階では成立しない方向。ただし，今後も審議が継続されるため，改正内容の目玉である長時間労働の是正の表現を追加する。

●（修正後／追加）ワーク・ライフ・バランスの理解促進を図り，

・社会情勢を踏まえ追加。イクボス養成セミナー（H27.8.28）などの啓発活動により，理解促進を進める。

【修正箇所】　新旧対照表　９ページ

●（修正後／追加），マタニティ・ハラスメント

・社会情勢を踏まえ追加。国「第４次計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」にも明記されている。

●（修正前）～，女性の管理職に占める割合は依然として少なく，雇用形態別においても女性労働者の正規雇用の割合が低く（図４参照），就業状況を年齢階級別にみると，３０歳代を底とするM字型の曲線（図５参照）になり，結婚，出産，子育て期に就業を中断する女性が多いという特色を示しています。
⇒（修正後）～長時間労働等の慣行が，子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし，女性の仕事と生活の両立を難しくしているという課題があります。女性の管理職に占める割合は依然として少なく，雇用形態別においても女性労働者の正規雇用の割合が低い状況にあります（図４参照）。また，女性の年齢階級別労働力率について昭和５０年からの変化を見ると，３０歳代を底とする「M字カーブ」を描いており，そのカーブは以前に比べて浅くなっていますが，現在も，結婚，出産，子育て期に就業を中断する女性が多いことを示しています（図５参照）。

・社会情勢を踏まえ修正。就労の現場においては，男性中心の労働慣行が問題となっていることを追記する。国「第４次計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」でも一つ目に明記されている。

●（修正前）また，　⇒　（修正後）一方で，

・文章表現上の修正。

【修正箇所】　新旧対照表　９ページ

●（修正前）女性の労働力はますます重要となることから，就労の場における男女共同参画を促進し，

⇒（修正後）女性の就労の場への参画と男性の家庭への参画を推進するためには，

・就労の場における男女共同を促進するだけではなく，男性の家庭参画もセットで進める必要があるため。

●（修正前）［図４　雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の校正割合の推移（性別）］

⇒（修正後）［図４　雇用者（役員を除く）の雇用形態別構成割合の推移（男女別）］

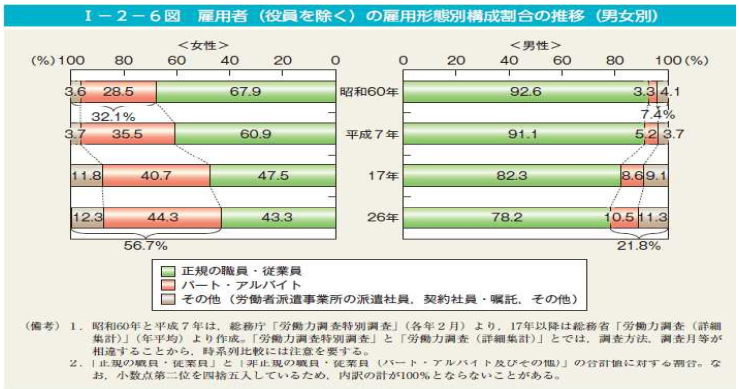

・平成２７年版内閣府男女共同参画白書でのグラフが変更になっているため。

【修正箇所】　新旧対照表　１０ページ

●（修正後／追加），「女性活躍推進法」

・女性活躍推進法の成立に伴う追記。民間企業等に関連するため。

●［図５　女性の年齢階級別労働力率（国際比較）］

⇒［図５　女性の年齢階級別労働力率の推移］

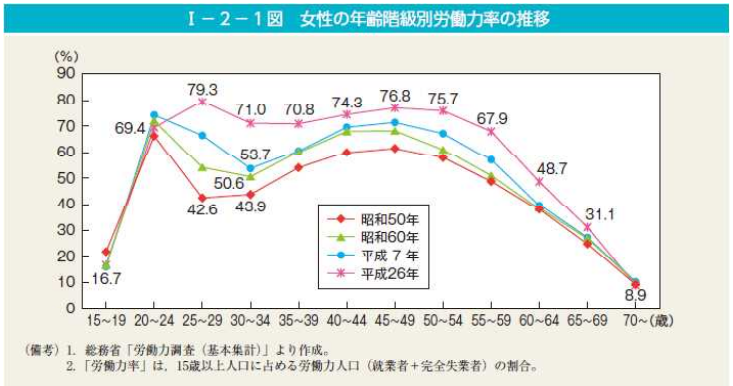

・M 字カーブは以前と同様あるものの，その状況に変化があるため，国際比較では　なく，その現状を文章とグラフで示す。

【修正箇所】　新旧対照表　11ページ

●（修正前）（図７参照）　⇒　（修正後）（図６参照）

●（修正前）［図６　固定的性別役割分担意識＜経年比較＞］

●（修正前）［図７　時間を取りすぎていると思う活動，時間が取れていない活動（性別）］

⇒（修正後）削除し，［図６-１　ワーク・ライフ・バランスの実現状況　図６-２ワークライフバランスが実現できていない理由］　へ変更。

・図１で使用するため，（修正前）図６は，ここから削除。

・（修正後）図６は，平成２７年６月に実施した若年層への意識調査結果を用い，職業生活と家庭生活が実現できていないと考えている人が多い現状と，その理由を示す。

図６-１　ワーク・ライフ・バランスの実現状況

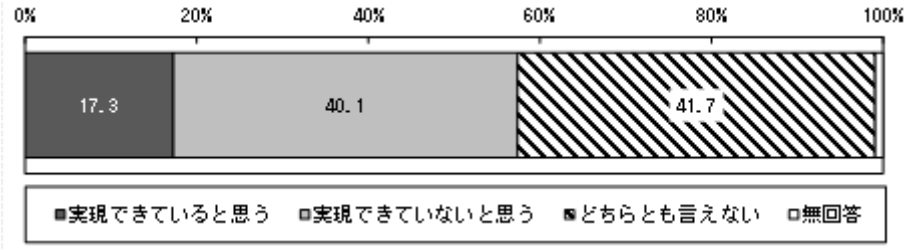
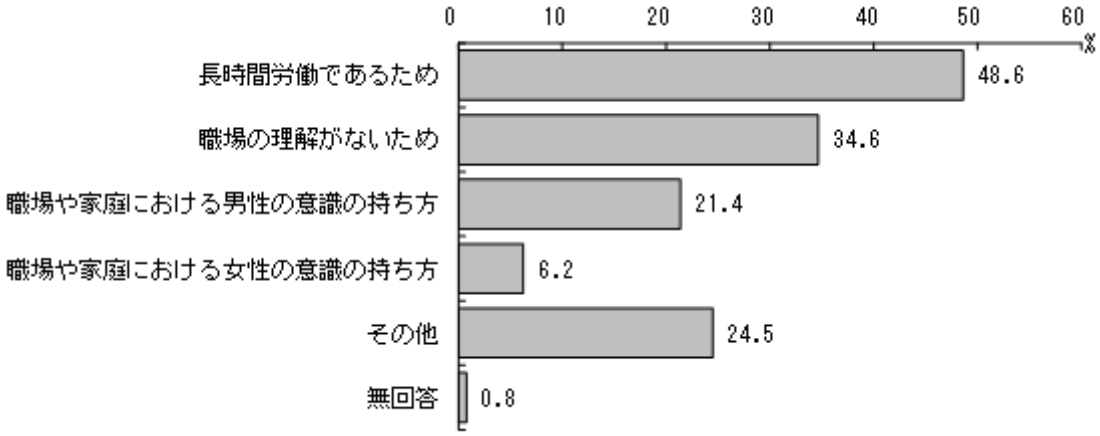
図６-２　ワーク・ライフ・バランスが実現できていない理由